地震・火山噴火予知研究協議会内規(企画部戦略室員選考委員会)

平成26年5月15日制定 平成28年4月28日改定 令和 3年4月28日改定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会(以下、「協議会」という。) 内規(企画部)第4条第2項の規定に基づき、協議会企画部戦略室(以下「戦略室」という。)構成員候補者の選考について定める。

(選考委員会)

- 第2条 選考委員会は、協議会1号委員と2号委員の中から選ばれた2名とその後協議会議長 が指名する2名の計4名で構成し、選考委員長は協議会議長が指名する。
- 2 協議会1号委員と2号委員から選ばれる選考委員は、協議会全構成員による単記無記名による投票で選出する。得票数上位の2名を委員とするが、得票数が同数の場合は議長により決定する。

(任務)

第3条 選考委員会は、大学等の戦略室員候補者を選考し、協議会に推薦する。

(改廃)

第4条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、令和3年4月28日から施行する。